

# 仲卸補助者及び売買参加補助者の承認取扱要領

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の仲卸補助者及び売買参加補助者については、沖縄県中央卸売市場の設置と管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第16条及び第22条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 1 責務

仲卸補助者及び売買参加補助者は、仲卸業者及び売買参加者を補助し、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

## 2 承認基準

仲卸補助者又は売買参加補助者の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 申請時において原則として満20歳以上であること。
- (2) 当該仲卸業者又は売買参加者の役員又は使用人であること。
- (3) 取引業務の経験を満1年以上有すること。
- (4) 卸売業者の行う卸売に参加するのに必要な知識及び能力を有する者であること。
- (5) 補助者の承認の取消しを受けた者である場合にあっては、その取消しの日から起算して1年を経過している者であること。

## 3 承認の申請

仲卸補助者及び売買参加補助者の承認を受けようとする者は、規則第16条第2項及び第22条第2項に規定で定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（第1号様式）

## 4 承認の有効期間

承認の有効期間は、当該補助者に係る同部類の補助者の有効期間以内とする。

## 5 承認の更新

- (1) 仲卸業者及び売買参加者は、4の有効期間満了後も、引き続き補助者として設置するときは、補助者の承認の更新を申請しなければならない。
- (2) 前(1)の承認の更新の申請は、仲卸（売買参加）補助者承認更新申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して、承認の有効期間満了の30日前までに場長に提出しなければならない。

ア 写真（縦4cm×横3cm、3カ月以内の撮影） 1枚

イ 本籍の記載のある住民票の写し又はこれに準ずる書類

## 6 補助者の売買参加の停止及び承認の取消し

場長は、補助者が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買参加を停止し、又はその承認を取り消すものとする。

- (1) 市場に関する法令等に違反したとき。
- (2) 市場の売買取引に関して不正な行為を行ったとき。
- (3) 市場において他人の業務を妨害したとき。

## 7 台帳の作成

場長は、承認した仲卸補助者及び売買参加補助者の台帳を作成し、適切に管理するものとする。

附 則

この要領は、昭和59年4月17日から施行する。

附 則（平成9年9月22日改正）

この要領は、平成9年9月22日から施行する。

附 則（平成12年5月17日改正）

この要領は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。平成12年の更新手続き期間中に現に更新申請のあるものについてはこの要領に基づくものとする。

附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

第1号様式（3関係）

雇用証明書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部  
区分 仲卸業者 売買参加者  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

下記のとおり雇用していることを証明いたします。

記

1. 従業員氏名	
2. 採用年月日	年 月 日
3. 採用職種又は 採用形態	1. 正社員 2. 臨時職員（アルバイト・パート等） 3. その他（ ）
4. 勤務時間	午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 時 分 ～ 午後 時 分
5. 給与月額又は時給額	1. 月給 円（ 年 月分） 2. 時給 円

- 注1 区分等については該当するものに○をつけてください。  
2 月給については、直近の支給額を記入してください。  
3 委託業者との契約書を提出する場合はこの証明書は不要です。

第2号様式（5関係）

仲卸（売買参加）補助者承認更新申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者  
名 称  
代表者氏名

仲卸補助者及び売買参加補助者の承認取扱要領5の(2)により、下記の者について仲卸（売買参加）補助者の承認の更新を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

役職名	氏 名	生年月日	住 所	承認年月日	承認番号